

平成21年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開会（開議） 平成21年 7月3日（金） 9時30分宣告

1、出席議員

1番 安部大助	6番 小野昌士	11番 遠藤義光
2番 前田芳樹	7番 齋藤昭一	12番 池田信博
3番 平田文夫	8番 石田茂春	13番 吉田政司
4番 齋藤幸廣	9番 高宮陽一	14番 福田 晃
5番 是津輝和	10番 米澤壽重	15番 安部和子
		16番 松森 豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田和久	定住対策課長 岡田清明
副町長 門脇 裕	農林水産課長 山崎龍一
教 育 長 藤田 勲	下水道課長 中前千之
総務課長 渡部國彦	建設課長 井川 寛
会計管理者 嶽野正弘	水道課長 大庭孝久
企画財政課長 齋藤福昌	総務学校教育課長 岩水 守
税務課長 竹林行政	生涯学習課長 高梨康二
町民課長 佐々木秋幸	布施支所長 松井忠弘
福祉課長 村上静夫	五箇支所長 村上和弘
保健課長 阿部真澄	都万支所長 石川伸吉
環境課長 浅生 久	行政係長 渡部 誠
観光商工課長 池田高世偉	財政係長 鳥井 登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大 上 博 人 庶務係長 藤 田 睦 代

1、傍聴者 1名

1、議員提出議案の題目

発議第 4号 行財政改革特別委員会の設置について

発議第 5号 総合交通対策特別委員会の設置について

発議第 6号 公共事業に係る発注体制について地元企業の受注機会をより多くするよう求める決議

議事の経過

議長（ 米 澤 壽 重 ）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9時30分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9時30分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9時30分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時41分 ）

日 程 第 1、委員長報告

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

まず、各常任委員会に付した陳情3件、並びに会期日程第5日に付託した、議第53号から議第63号までの補正予算案及び条例関係等11件を一括して議題とします。

只今議題となりました、14件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

始めに 総務産業建設常任委員長 8番：石田茂春 議員

8番（ 石 田 茂 春 ）

総務産業建設常任委員長の報告をいたします。

委員会開催は、6月9日、10日、17日、30日、7月1日の計5日間開催いたしました。

付託案件は、議第53号 平成21年度隠岐の島町一般会計補正予算(第1号)

議第54号 隠岐の島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議第57号 隠岐の島町畜産センター設置及び管理条例を廃止する条例

議第58号 工事請負契約の締結について(蛸木漁港沖防波堤工事)

議第59号 工事請負契約の締結について(油井漁港防波堤工事)

議第60号 工事請負契約の締結について(公共下水道管路布設(3号幹線その2)工事)

議第61号 工事請負契約の締結について(公共下水道下西ポンプ場建設工事)

議第62号 工事請負契約の締結について(公共下水道下西ポンプ場電気機械設備工事)

議第63号 町道路線の廃止について

陳情第4号 海運、フェリー、旅客船の航路存続と船員の雇用対策の陳情について

提出者 全日本海員組合組合長代理 中国地方支部長 三次二郎

陳情第5号 平集会所を公共下水道供用開始後、早期改築を要望する陳情

提出者 平区長 横地正好 平集会所建設委員一同

調査事項は、まちづくり対策事業に関する調査について、地域産業の振興に関する調査についてであります。審査の結果は、平成21年度一般会計補正予算(第1号)について、全会一致で「可決すべし」であります。

隠岐の島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は全会一致で「可決すべし」であります。隠岐の島町畜産センター設置及び管理条例を廃止条例は、全会一致で「可決すべし」と致しました。

工事請負契約の締結について5件、町道路線の廃止について1件は、全会一致で「可決すべし」と致しました。

陳情第4号 海運、フェリー旅客船の航路存続と船員の雇用対策の陳情は、もう少し時間をかけて調査研究が必要のため「継続審査」と致しました。

陳情第5号 平集会所を公共下水道供用開始後、早期改築を要望する陳情は「採択」と致しました。

審査過程で出された主な報告、意見及び各課の指摘事項等は、
(農林水産課)

農業公社については、年内に方向性をだすように、これは12月までに、また施設管理の

徹底、作業体制の有り方、進捗状況の説明を随時するように指摘致しました。

（企画財政課）

土地開発公社の将来的な展望としては、明るい兆しもなく不安要素が多く将来的には廃止を含めた議論をするよう指摘を致しました。土地利用計画書は何年も放置したままでありますので、すみやかに着手するよう指摘致しました。具体的にいつから作業にかかるか報告を求めています。

（行革推進室）

行財政推進審議会の設置（10名構成）第2次行財政改革大綱の策定12月迄に策定する報告がありました。期間22年～26年度5ヵ年。第一次の総括は、20年度分は9月に提出することです。学校跡地利用検討委員会の設置については、委員構成は地区役員、学校関係者、公募者、町職員であります。

（定住対策課）

隠岐ITセンター整備事業については、経過説明がなかったということです。今後は進捗状況を随時説明すべしと指摘する。また利用においては全フロアを有効活用に努力するよう指摘を致しました。

（総務課）

地上デジタル放送環境整備事業費のテレビ購入に付いては、小さい小売店にも配慮し慎重に行なうよう指摘を致しました。事前着工は、いくら緊急性があるとしても議会軽視ではなかったか。今後十分注意するよう促しました。

（観光商工課）

地上デジタルテレビ購入に付いては総務課同様慎重に行なうよう指摘致しました。

（下水道課）

4月から供用開始をしている西郷地区は22件接続をしております。融資制度の利用者4件漁集11件は箕浦地区であります。

（税務課納税推進室）

20年度税、料金滞納額2億8,589万8千円、これは5月20現在です。不納欠損額392万8千円、5月20現在で収納率89.0%最終的には97%の予定であります。悪質滞納者には今まで以上に（差し押さえを含む）強化で望むよう指摘を致しました。税等の滞納徴収業務については、現行の徴収班員に全補佐、係長を追加動員し、実施するという案が最も効果的で相応しいという検討結果が出たとの報告がありました。今後の成果を期待するところです。将

来的には全職員を対応するよう検討すべきであります。固定資産税の徴収業務において一部計算ミスがあったことは遺憾であります。今後再発防止に努めるよう注意を促がしました。

(布施支所)

議会会期中に事業内容に変更が生じたことは軽率であったといわざるを得ません。今後慎重を期するように注意を致しました。

以上で報告を終わります。

議長(米澤壽重)

次に、教育民生常任委員長 15番：安部和子 議員

15番(安部和子)

教育民生常任委員会の報告を致します。

当委員会は、今定例会で付託されました、平成21年度一般会計補正予算及び条例の一部改正など3件と陳情案件1件、計4件と、所管の調査事項であります「教育文化の振興に関する調査」「保健・医療・福祉に関する調査」について審査致しましたので、その経過と結果について報告いたします。

委員会は、議会閉会中の5月28日、29日、6月15日、会期中の7月1日、2日の5日間開催し、必要に応じて関係課長・担当者から資料の提出や説明を求めまして、慎重に審査いたしました。

はじめに、平成21年度一般会計補正予算につきましては、全会一致で「可決すべし」といたしました。特に意見や議論のあった事について申し上げます。

まず、中村中学校の通学路舗装工事についてであります。

この工事は、生活対策臨時交付金の基金を活用して通学環境の改善を図るものでございますが、緊急を要することから、議会の議決をまたずして着工し、工事は既に完了していることとあります。

教育委員会担当課長からは、当初予算決定後に保育所と学校間の砂利道の通学環境の改善を図る必要があることから、2つの業者に見積りを提出させ対応するよう検討していましたが、生活対策臨時交付金で対応予定がある体育館の防水工事に合わせて、6月補正で対応することに致していました。

しかし、急を要することから、4月14日に工事の仮契約をして、5月末に完了したと言う経過説明がありました。

委員からは、「本工事について緊急性があることは理解できるものの、組織として問題があ

りはしないか」「事態発覚後の報告や説明責任など対応が問題である」「組織上、上司が知らなかったというのは問題だ」「情報の共有が出来てないのではないか」「何らかの処分を検討すべきではないか」など、たくさんの意見が出され、委員会部局の見解を求めましたところ、教育委員会部局からは、「当委員会の意見を重く受け止め、今後、再びこのようなことが無いよう努力する」との答弁でありました。

当委員会としては、本工事が緊急を要する物であることは理解できるものの、いくら緊急を要するとはいっても、事業推進や業務を執行するためには一定のルールがあり、職務上の命令や指揮監督など、関係法令を無視した業務執行であることはいうまでもなく、今後の業務執行において組織上の問題も含め、早急に改善を図られるよう強く求めたところであります。

次に、身元不明者等納骨堂整備工事についてであります。殆どの委員から、「各地区には無縁墓地や身元不明者等の墓地も多数あるので、この際、調査をして町全体の納骨堂とすべきでは」との意見がありました。

担当課では早速、各地区に出向いて調査した結果、18箇所の無縁墓地があり、関係者と協議の結果、今回の納骨堂の整備にあわせ、各地区にある12箇所の無縁墓地もいっしょに整理するとのことあります。

次に、条例改正関係について申し上げます。

隠岐の島町健康診査手数料条例の改正は、肺がんの早期発見に有効な胸部CT検診を新たに追加して、その手数料を定めるものであります。また、隠岐の島町保育所設置及び管理条例の改正は、児童福祉法の改正に伴う用語の整理を行うものでありいずれも全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、陳情案件について申し上げます。

陳情第3号 薬害C型肝炎しまね弁護団 代表 妻波俊一郎氏ほか1名から提出のあった「肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書の提出についての陳情書」についてであります。陳情の趣旨は、現在、日本には350万人のB型・C型肝炎感染者がいると推定され、その感染原因の大半は、血液や血液製剤、感染した注射針などに由来するものであり、必要な対策を取らず感染を拡大させたのは国の責任である。全てのウイルス肝炎患者救済のための基本法制定を求めるよう、国の関係機関に意見書を提出してほしいというものでございます。

委員会では、薬害被害の現状や関係機関の動向など、今少し調査研究の必要があることが

ら、全会一致で「継続審査」といたしました。

最後に、所管の調査事項について申し上げます。

去る5月28日、教育委員会部局より「学校給食費の改正」について、当委員会の意見を求める協議がありましたので、早速6月15日、委員会を開催し、学校給食費等の状況について説明を求め、意見交換を行いました。

隠岐の島町の学校給食費の平均月額は、昨年5月現在で小学校が5,088円、中学校が5,585円(4月8日、朝日新聞・県教委の調査結果)となっており、県下で最も高い給食費となっていますことや、高度へき地適用学校との格差などもあり、これらを含め、改正したいというものであります。

学校給食については、学校給食センターの統廃合が予定されている中で、「食育」は勿論、教育としての学校給食のあり方、センター運営、地産地消との関連など多くの課題がありますが、当委員会では、引き続き先進地視察も含め調査研究することと致しております。

また、昨日7月2日私立保育連盟隠岐支部の皆様と、当委員会との意見交換会を行いました。より良い保育環境を整えるには、町として何ができるか調査研究する必要があると致しました。

尚、所管の調査事項である「教育文化の振興に関する調査」「保健・医療・福祉に関する調査」については、議会閉会中も継続して調査研究してまいります。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（米澤壽重）

次に、特別委員会の審議状況について、委員長の報告を求めます。

始めに 議会広報調査特別委員長 9番：高宮陽一 議員

9番（高宮陽一）

議会広報調査特別委員会の報告を行います。

当委員会は、議会閉会中の5月22日と会期中の6月26日の2日間委員会を開催し、「議会だより」の編集方針について協議したので、その結果について報告し、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

議会の広報紙である「議会だより」の発行については、その使命である「議論の内容を正確に伝える」ことを基本として、読者である町民の皆さんから「待ち遠しい」と言われるような広報紙になるよう、読者の立場に立った編集を心がけてまいります。

まず、体裁については、従来どおりA4版とし、1行11文字、33行、6段組とし、原稿に

についても、従来どおり議員各位の発言を忠実に掲載するため、原稿作成は引き続きお願いしたいと思っておりますので、締め切期日までによりしくお願いします。尚、発行については、議会終了後1ヶ月以内を目標とします。

次に、特に変更した点について申し上げます。

表紙のみカラー印刷とし、内容は2色刷り、基本的には12ページとし、一般質問や総括質疑等の状況によりページ数を決定いたします。

一般質問は、1ページに2人分を掲載することとし、総括質疑は、質問者と答弁者を明記することとします。

常任委員会は1ページとし、委員長報告を含め所管事項の問題点や課題等についても掲載し、採決数なども掲載いたします。

第2回臨時会において新しい議会体制が決定いたしました。6月定例会終了後の発行になると余りにも遅くなるとの判断から、新体制については、議長と広報委員長、そして議会事務局が担当して発行することとし、去る6月18日臨時号として発行いたしました。

「議会だより6月号」の発行については、一般質問8名、総括質疑4名であり、全体として12ページとし、8月初旬の発行といたします。

最後に、当委員会の調査事項である「議会広報調査に関する事項」については、議会閉会中も引き続き調査研究してまいります。

以上で、議会広報調査特別委員会の報告を終わります。

議長（ 米 澤 壽 重 ）

最後に隠岐の島町医療対策特別委員長 13番：吉田政司 議員

13番（ 吉 田 政 司 ）

報告を致します。本委員会は改選後の臨時議会に於いて再度設置され6月8日、26日の両日、委員会を開催し、今後のあり方、進め方について協議致しました。

その結果、基本的には改選前の委員会の方針とそれに基づいた活動を引き継ぎ、提言した政策の実現に向けて取り組むことで、意見が一致しました。さらに、島内での安心安全な出産体制の確立のために不足している、産婦人科医師の招聘に、町や関係機関と力を合わせて取り組むことを決めました。よって、当委員会は次の3点を中心に積極的に取り組んでいきます。

1つには、歯科医師2名体制を見直し、22年度から1名体制にすること

2つには、町の医師を3名から4名体制にすること

3 つには、産婦人科医師を招聘すること

そして、これらに関わる問題点、課題については、たとえば関係機関の医療提供の方針などについては、十分に理解を深める必要がありますし、健康づくりや在宅医療の推進には具体的な道筋に向けたより掘り下げた検討が欠かせないものと判断いたしております。

従って今一度整理し、現状の把握、検証を行いながら進めていくことが肝要と認識いたしております。

当委員会は今後とも委員会設置に至った経緯やその目的をふまえ、住民の思いを大切にしながら掲げた政策の実現に取り組んでいきます。また、本町においても、町の最高議決機関で決定された委員会の提言を尊重され、なによりその実現を目指した姿勢を貫くものと委員会では理解致しております。以上で報告を終わります。

議長（米澤壽重）

以上で委員長報告を終わります。

日 程 第 2、討 論

「討論」を行います。

会期日程第1日の町長提出議案、承認第13号「隠岐の島町国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例の専決処分について」、議第53号「平成21年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」から議第63号「町道路線の廃止について」までの12件並びに、本日の議事日程第1で行いました、各常任委員長報告及び各特別委員長報告を、一括して討論に付します。

議長（米澤壽重）

まず、原案に反対者の発言を許します。

（ 「なし」の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

以上で討論を終わります。

日 程 第 3、採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず始めに、承認第 13 号「隠岐の島町国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例の専決処分について」を採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

「起立全員」であります。

従って、承認第 13 号は原案のとおり承認されました。

次に、議第 53 号「平成 21 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会共に「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

「起立全員」であります。

従って、議第 53 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 54 号「隠岐の島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」から議第 63 号「町道路線の廃止について」までの 10 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

「起立全員」であります。

従って、議第 54 号並びに 63 号までの 10 件は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第 5 号「平集会所を公共下水道供用開始後、早期改築を要望する陳情」を採決します。

本案を総務産業建設常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

「起立全員」であります。

従って、陳情第 5 号は、委員長報告のとおり決定されました。

以上で採決を終わります。

日 程 第 4、議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行ないます。

本日、お手元に配付のとおり、議員提案として 3 件が提出されました。

3 件は、隠岐の島町議会会議規則第 14 条の規定による、議員提案の要件を満たしています

ので、直ちに議題と致します。

「提案理由の説明」を致します。

ただ今、議題となりました、議員提出議案の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

始めに 発議第4号「行財政改革特別委員会の設置について」

6番、小野昌士 議員

6番（小野昌士）

発議第4号

行財政改革特別委員会の設置について

持続可能な行財政基盤の確立と町民福祉向上のための調査研究を行なうことを目的に隠岐の島町議会に「行財政改革特別委員会」を委員定数7人として設置するよう議決を求めるものであります。ご承知のように行財政改革は永遠のテーマであります。自立する町を目指し、天、神の声に耳を澄ましつつ町民の目線でのあるべき本町の行財政の確立を図るために委員会設置を求めるものであります。

平成21年7月3日提出

提出者 隠岐の島町議会議員 小野昌士

賛成者 隠岐の島町議会議員 石田茂春

賛成者 隠岐の島町議会議員 安部和子

隠岐の島町議会議長 米澤壽重 様

議長（米澤壽重）

発議第4号の「質疑」を行います。通告がありませんので、「質疑なし」と認めます。

次にこれより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は「起立」によって行います。

発議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

「起立全員」であります。

従って、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号「総合交通対策特別委員会の設置について」

6番、小野昌士 議員

6番(小野昌士)

発議第5号

総合交通対策特別委員会の設置について

隠岐空港の利用促進及び隠岐航路の整備促進並びに生活交通網整備促進に関する調査を行うため、隠岐の島町議会に「総合交通対策特別委員会」を委員定数8人として設置するよう議決を求めるものであります。

平成21年7月3日提出

提出者 隠岐の島町議会議員 小野昌士

賛成者 隠岐の島町議会議員 石田茂春

賛成者 隠岐の島町議会議員 安部和子

隠岐の島町議会議長 米澤壽重様

議長(米澤壽重)

発議第5号の「質疑」を行います、通告がありませんので、「質疑なし」と認めます。

次にこれより「討論」を行います、通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は「起立」によって行います。

発議第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

「起立全員」であります。

従って、発議第5号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩と致します。

(本会議休憩宣告 11時16分)

議長(米澤壽重)

本会議を再開します。

(本会議再開宣告 11時17分)

ただ今、可決されました特別委員会の委員の構成については、隠岐の島町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長により別紙のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声確認)

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

各特別委員会の委員の方は、正副委員長の選考をお願いします。

暫時休憩いたします。

(本会議休憩宣告 11時18分)

議長(米 澤 壽 重)

本会議を再開します。

(本会議再開宣告 11時23分)

「行財政改革特別委員会」の正副委員長が互選されましたので報告します。

委員長に 3番 平田文夫 議員

副委員長に 9番 高宮陽一 議員が選任されました。

続いて、「総合交通対策特別委員会」の正副委員について、互選の結果を報告します。

委員長に 7番 齋藤昭一 議員

副委員長に 5番 是津輝和 議員が選任されました。

続いて、発議第6号「公共事業に係る発注体制について地元企業の受注機会をより多くするよう求める決議」について

8番、石田茂春 議員

8番(石 田 茂 春)

発議第 6号

「公共事業に係る発注体制について地元企業の受注機会をより多くするよう求める決議」
公共事業等の減少により、地域経済はますます低迷しており、地元企業の経営状況は極めて悪化し、存続そのものが危ぶまれる危機的状況となっている。

町民の就業の場と雇用の安定を図り、安心して暮らしていくため、今後、隠岐の島町が発注する公共工事及び物品購入については、地元企業の受注機会をより多くするよう求める。

平成21年7月3日提出

提出者	隠岐の島町議会議員	石 田 茂 春
賛成者	隠岐の島町議会議員	遠 藤 義 光
賛成者	隠岐の島町議会議員	松 森 豊
賛成者	隠岐の島町議会議員	齋 藤 昭 一
賛成者	隠岐の島町議会議員	池 田 信 博
賛成者	隠岐の島町議会議員	是 津 輝 和
賛成者	隠岐の島町議会議員	前 田 芳 樹

賛成者 隠岐の島町議会議員 安部 大助

隠岐の島町議会議長 米澤 壽重 様

議長（米澤 壽重）

発議第6号の「質疑」を行います。通告がありませんので、「質疑なし」と認めます。

次にこれより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は「起立」によって行います。

発議第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

「起立全員」であります。

従って、発議第6号は原案のとおり可決されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

暫時休憩と致します。

（本会議休憩宣告 11時26分）

議長（米澤 壽重）

本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時28分）

日 程 第 5、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長・各特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件、及び、調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長・各特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

従って、各常任委員長・各特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び、調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終ります。

以上を以って、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日は、これも以って散会し、平成21年第2回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 11時29分)

以 下 余 白

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 21 年 7 月 15 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員